

○みなかみ町公共物使用等に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第117号

(趣旨)

第1条 この規則は、みなかみ町公共物使用等に関する条例（平成17年条例第191号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物の設置及び流水、水面の占用等の手続)

第2条 条例第4条第1号、第2号及び第3号の規定に基づき、公共物に工作物を新築し、改築し、若しくは除却し、又は流水、水面を占用し、若しくは使用し、又は流水を停滞し、若しくは引用しようとする者は、公共物使用工作物設置・流水引用許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(公共物の敷地の占用手続)

第3条 条例第4条第2号の規定に基づき、公共物の敷地を占用しようとする者は、公共物敷地占用許可申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(生産物採取の手続)

第4条 条例第4条第4号の規定に基づき、生産物を採取しようとする者は、公共物の生産物採取許可申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(排出水の流入の手続)

第5条 条例第4条第5号の規定に基づき、排出水を公共物に流入させようとする者は、工場等排水流入許可申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(公共物改良工事の手続)

第6条 条例第4条第6号の規定に基づき、公共物の改良工事を行おうとする者は、公共物改良工事施工許可申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(許可期間の更新等)

第7条 条例第6条の規定による許可の期間は、許可を受けた者の申請により更新する。

2 前項の規定により、許可期間を更新しようとする者は、期間満了15日前までに、継続許可申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(国等の協議手続)

第8条 条例第5条の規定による協議の手続は、第2条から前条までに規定する許可の手続の例による。

2 手続様式は、第2条から前条までに規定する様式を協議書に換える。

(権利義務移転の手続)

第9条 条例第7条の規定に基づき、権利義務を他人に移転しようとする者及び相続により承継しようとする者は、権利義務移転・承継許可申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(許可事項変更の手続)

第10条 条例第9条の規定に基づき、許可事項を変更しようとする者は、公共物使用許可事項変更許可申請書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（申請書の提出部数）

第11条 この規則により、町長に提出する申請書の部数は2部とする。

（住所、氏名等の変更届出）

第12条 条例第4条の規定に基づき町長の許可を受けた者が、住所、氏名又は称号を変更したときは、公共物使用許可住所氏名等変更届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（使用の廃止）

第13条 条例第4条の規定に基づき町長の許可を受けた者が、許可期間の満了前に許可を受けた行為を廃止しようとするときは、公共物許可廃止届（様式第10号）をあらかじめ町長に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の公共物使用等に関する条例施行規則（昭和55年月夜野町規則第1号）、公共物使用等に関する条例施行規則（昭和55年水上町規則第4号）又は新治村公共物使用等に関する条例施行規則（昭和55年新治村規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。